

ネットとうほく 2020 (検) 第2号-1

2020年(令和2年)5月26日

東京都新宿区西新宿1-23-7
新宿ファーストウエスト12F
株式会社IBJ
代表取締役 石坂 茂 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライツシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡 和 弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



照 会 書

消費者市民ネットとうほく(以下、当団体という)は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に係わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。平成29年4月25日に内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

この度、当団体が、契約書中の免責条項が消費者契約法に反しているとして申入れを行った事業者より、同契約書は貴社より提供を受けたものである旨の回答がありました。

そこで、貴社の直営ないし提携結婚相談所において現在使用されている契約条項の内容等、及び日本結婚相談所連盟加盟店に対する契約書等の提供について下

記のとおり照会いたします。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、本書面到達後2か月以内を目処に、下記照会事項に対するご回答を文書にて上記連絡先宛に送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件に関する当団体の活動、及び内容の公表につきましては、別紙「消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

【照会事項】

1 貴社の直営ないし提携結婚相談所における契約内容、契約の説明内容をご教示いただきたく思います。

ご教示いただく方法としては、当団体がチラシの内容を正確に把握できるように、貴社の直営ないし提携結婚相談所において使用している契約書面、契約締結前の説明のために交付している書面、その他の申込書類、規約、チラシ等、関係書類の写しをご提供いただきますようお願い申し上げます。

2 日本結婚相談所連盟に加盟する結婚相談所に対して、貴社から結婚相談所事業のために使用する契約書面、契約締結前の説明のために交付する書面、その他の申込書類、規約等の関係書類を提供されておりますでしょうか。

3 （上記2に関して、日本結婚相談所連盟に加盟する結婚相談所に対して、関係書類を提供されております場合）

上記2の関係書類は貴社の直営ないし提携結婚相談所で使用されているものと同じ内容でしょうか。

異なる場合には、日本結婚相談所連盟に加盟する結婚相談所に対して提供されている契約書面、契約締結前の説明のために交付している書面、その他の申込書類、規約等の関係書類の写しをご提供いただきますようお願い申し上げます。

以上